



2020年4月から、中小企業には時間外労働の上限規制が適用されています。残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

働きやすい職場づくりは生産性の向上につながります。上限規制の適用で労働時間が短縮され、売上の低下がある場合は、労働環境の整備によって課題が解決できる可能性があります。この機会に、労働の効率アップにつながる設備・機器の導入・更新を検討してみたいかでしょうか。

働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間が短縮される機械を購入する予定はありませんか？

あまり知られていない助成金ですが、労働時間を短縮できる機械などを購入した際、その費用について申請して認められれば助成金が出ます。「労働時間短縮・年休促進支援コース」は、生産性を向上させ、労働時間の縮減など環境の整備に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。



助成金額

100万円<sup>限度</sup>

機械等の購入費用のうち75%  
※条件により80%を支給

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！



始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！



助成金による取り組み

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

労務管理用機器やソフトウェアを導入

改善の結果

労働能率が増進し、時間あたりの生産性も向上、結果、前年比売上もアップした。



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、労働時間の短縮につながった。



注意点

- ① 事前に計画書を提出し、役所から認定された後に契約して購入する
- ② 購入機器について2社から見積書を取り、値段が安い方の業者を選定する
- ③ 有給の特別休暇や時間単位の有給休暇を新たに作る

認定される機器

包装機、自動攪拌機、セルフPOSレジなど  
社員の労働時間の短縮になるような機械やソフトの購入が対象になります。

まずはお問い合わせください！



申請はお早めに！

申請期間は11月末までとなっていますが、予算は今年8月くらいでなくなる可能性があります。

交付申請期限は2021年11月30日まで

パワハラについてのよくある質問

仕事での態度が悪いので注意したいのですが、最近ちょっとしたことでパワハラと騒がれます。どのように注意したらいいですか？

パワハラにならないようにするには

仕事ぶりを見ていて態度が悪いと感じた時にすかさず注意指導しましょう。タイミングを逃すとお互いがイヤな気分になるだけで効果が薄れます。ただし、その場で注意すると他の社員やお客様が見ていることがあるので、会議室などに場所を移して指導します。

また、注意する際に、大きな声で怒鳴ったり机を叩いたりしてはいけません。役職や年齢などが上というだけで相手が萎縮し、勤務態度に対する常識的な注意指導でさえも脅しや恫喝ととられてしまうことがあります。



どうしても感情的になりそうなら

紙にメモ程度でいいので

- ① 問題点
- ② 改善方法

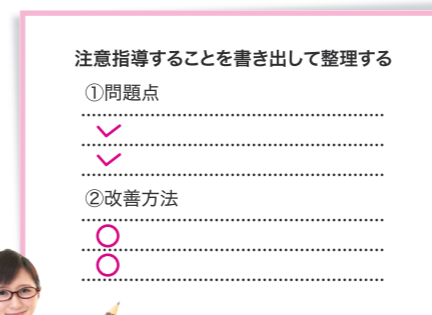
を書き出し、整理してから注意しましょう。

書いているうちに

○自分が何に怒っているかを冷静に考えることができる。

○要点を整理することで、相手にわかりやすく効果的な注意指導ができる。

などの効果があります。



企業の雇用管理制度や就業規則の内容が見直されつつあります。すべての従業員への正当な評価と積極的な雇用推進は、会社への信頼感や生産性の向上につながります。現在の就業規則の整備や助成金申請を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

